

広島県訓令第14号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

別表第三健康福祉局の部健康対策課の項課長専決事項の欄第五号(二)中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の二において準用する第十九条の二十第一項」に改め、同号中(二)を(五)とし、(一)を(四)とし、(四)の前に次のように加える。

- (一) 第十九条の二第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給
- (二) 第十九条の三第十項の規定による費用の支払
- (三) 第十九条の二十第一項の規定による診療内容及び小児慢性特定疾病医療費の請求の審査並びに小児慢性特定疾病医療費の額の決定

別表第三健康福祉局の部健康対策課の項課長専決事項の欄中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同号の前に次のように加える。

十 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第五条第一項の規定による特定医療費の支給
- (二) 第七条第七項の規定による費用の支払
- (三) 第二十五条第一項の規定による診療内容及び特定医療費の請求の審査並びに特定医療費の額の決定

附 則

この訓令は、平成二十七年一月一日から施行する。